

児童手当が小学校6年生まで拡大されます

平成18年4月1日から、児童手当が拡充されました。

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、あわせて、所得制限が引き上げられました。

新たに、児童手当等を受けようとされる児童の保護者の皆様については、福祉事務所（各総合支所）の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

●平成18年度小学校4年生の児童の保護者の皆様 （平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

これまで、当該児童に係る児童手当等を受給していた保護者の方は、特段の手続きは必要ありません。（ただし、現況届を提出する必要があります。）

上記に該当しない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求または額改定認定請求が必要になります。

●平成18年度に

小学校5年生または6年生の児童の保護者の皆様 （平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ）

これまで、児童手当を受給していない保護者の

方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

●これまで、所得制限により

児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

- ・健康保険被保険者証の写し等（申請者が厚生年金加入のとき）
- ・所得証明書（国東市に、平成17年1月1日に住所がなかった場合）

などとなっています。詳しくは、お問い合わせください。

「児童手当現況届」を提出してください

現在児童手当を受給されている方は、6月30日（金）までに「現況届」を提出してください。「現況届」の提出がない場合は、6月分以降の手当は提出されるまで受けられなくなりますのでご注意ください。

問い合わせ

国東市福祉事務所福祉対策課福祉係

☎0978725164

各総合支所地域市民健康課福祉係

国見総合支所 ☎0978821112

武蔵総合支所 ☎0978681112

安岐総合支所 ☎0978671114

厚生年金・国民年金の 年金額について(お知らせ)

公的年金は、年金の実質的な価値が変わらないようにするために、前年の平均消費者物価指数に合わせて翌年度の年金額を変更する「完全物価スライド制」が取り入れられています。

平成18年度は、平成17年平均の全国消費者物価指数が、前年に比べ0.3%下がったため、年金額も0.3%引き下げられることになりました。

年金を受けられている方には、改定通知書をお送りしますので、ご確認ください。

問い合わせ

別府社会保険事務所 ☎097725111

障がい者福祉相談会

月 日	時間	場 所
6月16日(金)	午後1時～3時30分	国見保健福祉センター
6月23日(金)		国東保健センター
6月21日(水)		武蔵保健福祉センター
6月22日(木)		安岐中央公民館（旧安岐高校）

問い合わせ

東国東障害者生活支援センター

「タイレシ」 ☎0978690539

精神障害者地域生活支援センター

「三角ベース」 ☎0978647533